

国民年金保険料の免除等に係る不適正事務処理
に関する関係職員の処分の基本方針

平成 18 年 8 月 3 日

厚 生 労 働 省
社 会 保 険 庁

1 今般の事案は、法令違反等の不適正な事務処理であり、今後、このような事態を二度と生じさせることのないようにするためにも、今般の事案に關係した職員に対し、早期に厳正な処分を行う。

今般の事案は、事案の種類も多く、多数の事務局・事務所で生じていることから、処分の規模は、現時点で概ね 1,700 名～1,900 名程度が見込まれる。

2 行為者の処分の量定については、

- ①不適正処理の類型（I 1 の(1)(2)の免除等の不適正処理類型及び II 1 (1)のその他の不適正処理（A）～（J）の各事案の別）
 - ②行為の内容（主導、追認又は黙認、指示を受けて遂行、実行の別）
 - ③職員の職責（役職）
- 等を考慮して、総合的に判断することとする。

具体的には、例えば、申請意思を確認しないまま免除又は猶予の承認をした不適正処理を主導した事務局長・事務所長であれば、減給とし、更に他の不適正処理事案を行っていた場合には、行為の内容等に応じて量定を加算することとする。

また、免除等の不適正処理については、

- ①本庁が行った累次の調査に対する虚偽報告や調査怠慢があった場合
- ②不適正な事務処理の件数が多かった場合

等には、報告の時期や処理件数に応じて、更に量定を加算することとし、その結果、停職を含む重い処分を科すこととなる。

3 さらに、不適切な対応のあった本庁の職員についても、必要な処分を行う。

また併せて、本庁及び地方の監督者に対し、監督責任を問う。

○ 処分量定算出に関する現時点での考え方

$$\left\{ (1) \text{基準非違度} \times (2) \text{行為別加重度合} \times (3) \text{職責別加重度合} \right\} \times (\text{件数加算}) + (4) \text{報告違反等}$$

= 処分量定

(例)

最終的な処分量定は、庁内に設置されている「社会保険職員懲戒審査委員会」において、審議のうえ決定することとなるが、量定案を例示すると以下のとおり。

(ケース1)

① 処理類型(1)及び(2)の不適正処理を、事務局長が主導して実施し、第1次調査報告時(5/29)に虚偽報告があった場合の処分量定。

(注)
 (不適正事務に係る量定) (虚偽報告に係る量定)
 減給6月 + 減給2月 = 減給8月(1/10)

② 上記①において、処理件数が多いことによる加算(30%増)があった場合の処分量定。

(不適正事務に係る量定) (虚偽報告に係る量定)
 減給8月 + 減給2月 = 停職1月

(ケース2) 上記①が事務局課長の場合の処分量定。

(不適正事務に係る量定) (虚偽報告に係る量定)
 減給4月 + 減給1月 = 減給5月(1/10)

(ケース3) 上記①が事務所長の場合の処分量定。

(不適正事務に係る量定) (虚偽報告に係る量定)
 減給2月 + 減給1月 = 減給3月(1/10)

(ケース4) 上記①が事務所課長の場合の処分量定。

(不適正事務に係る量定) (虚偽報告に係る量定)
 戒告 + 戒告 = 減給1月(1/10)

(注)

$$(1) \text{の基準非違度} \quad (2) \text{行為別加重度合} \quad (3) \text{職責別加重度合} \quad (4) \text{の基準非違度} \quad (\text{合算ポイント})$$

$$(3 \times \frac{200}{100} \times \frac{200}{100}) + (1 \times \frac{200}{100} \times \frac{200}{100}) = 16$$

(合算ポイントに係る量定)
 減給6月